

特集 ご存じですか？ヤングケアラー

みんなが自分らしく生きられる社会へ

本来、大人が担うと想定される病気や障がいを抱える家族や親族の介護、きょうだいの世話などを日常的に行う18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」といいます。

年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、就学機会の制限や、友人関係の乏しさを招くなど、社会的な孤立につながることも問題視されています。

担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 (FAX)046(255)5080



ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典:厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

ヤングケアラーに関する相談窓口

信頼できる周りの大人や、学校の先生などに話すことで、気持ちが楽になることがあります。下記相談窓口でも相談を受け付けています。

市役所2階子ども政策課

☎046(252)8026

受付時間 平日8:30~17:15

子ども・家庭110番

(中央児童相談所)

☎0466(84)7000

受付時間 毎日9:00~20:00

【LINE】かながわ

ヤングケアラー等相談



かながわ
ヤングケアラー等相談
LINE2次元コード

受付時間

月曜・火曜・木曜・土曜日
14:00~21:00

児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120(189)783

受付時間 24時間対応

厚木児童相談所

☎046(240)6430

受付時間 平日8:30~17:15

人権・子どもホットライン

子ども専用電話

☎0466(84)1616

受付時間 毎日9:00~20:00

【LINE】かながわ

子ども家庭110番相談



かながわ
子ども家庭110番相談
LINE2次元コード

受付時間

月曜~土曜日
9:00~20:00

本人やその家族と関わる際の大切なポイント



- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、本人や家族の意思を尊重しましょう。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、精神的負担を軽減すると考えられます。
- 本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事などの負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢が極めて重要です。

引用:有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル~ケアを担う子どもを地域で支えるために~」16ページ図表11

